

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市区所在のB会社（以下「会社」という。）にタクシー運転手として採用され、会社C営業センターに配属された後、平成〇年〇月からは会社D営業センター（以下「事業場」という。）に配転されて、タクシーの運転業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前3時30分頃にA市の路上において3人連れの客を乗せたところ、うち1人から車内で暴行を受け（以下「本件事件」という。）救急車によりF病院に搬送され、「頰椎捻挫、右額部打撲挫傷」（以下「本件負傷」という。）と診断されたとしている。

請求人は監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件負傷は業務上の事由によるものであるとして、これらを支給する旨の処分をした。請求人によると、同月〇日から業務に復帰したものの、暴行の悪夢と不眠などに悩まされるとして同年〇月〇日から再び休業し同年〇月〇日にG病院に受診したところ「心的外傷後ストレス障害」と診断され、同年〇月〇日にはH病院に転医したとしている。

請求人は、精神障害を発病したのは本件負傷が原因であるとして、監督署長に休業補償給付の請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人の精神障害について、要旨、平成〇年〇月〇日に発生した本件事件とそれまでの職場におけるストレス要因が複合して、「心的外傷後ストレス障害」に至らせたものである旨主張し、I医師も同年〇月〇日付け意見書において「心的外傷後ストレス障害」とし、L医師も同年〇月〇日付け意見書において「心的外傷後ストレス障害」と診断している。これに対して、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人の本件事件後の症状経過等から、請求人に「心的外傷後ストレス障害」の診断を採用することは適当でなく、症状発病前1か月以内に心理社会的ストレス因を体験していることから、ICD-10診断ガイドラインに照らし「F43.2 適応障害」を発病したものであるとしている。そして、請求人の発病時期については、請求人は平成〇年〇月〇日から心療内科において抑うつ状態で通院していた経過があるものの、投薬を受けながら通常の業務に従事できていたものであり、本件事件後に新たに症状が出現しているものと判断し、「平成〇年〇月中旬頃」とする、と述べている。

当審査会としては、これらの医師の意見及び請求人の職場での言動、精神症状の推移等に鑑み、請求人は平成〇年〇月中旬頃「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考え、以下、認定基準に基づいて、請求人に発病した本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前のおおむね6か月における業務による心理的負荷であったと主張する出来事についてみると、まず、本件事件が挙げられる。そこで、本件事件について検討すると、以下のとおりである。

ア 本件事件の経緯について、請求代理人は、運転席と後部座席を仕切る防犯パネルの破損状況を根拠に、酔った乗客が単に暴れたのではなく、請求人に危害を加えるべく襲撃したものである旨を主張している。しかし、請求人は、事業場への報告書において、「後部シートの男性が吐きそうだと行ったので、自動扉を開けてビニール袋の用意もあるので出すものを出したらどうかと言うと、俺は酔っ払いではないと大声をあげて運転席の背もたれを足蹴りし、今度は体勢を仰向けにして運転席のヘッドレスト付近の防護板を激しく2度足蹴りした。そのときに後ろを向いていた自分の顔面に防護板が当たり負傷した。車外で見ていた3人のうちの一人が助手席に乗り込んで来たが、自分が怪我をさせられたのでお伴はできない、警察に電話すると言うと、防護板を足蹴りにした者と他の者3人はそれぞれに雲散霧消した。」旨報告している。同報告書に見る限り、請求人は極めて冷静に対応したことが推認される所であり、この点は、平成〇年〇月〇日付けK警察署長の傷害事件についての回答においても、「酔った様子の男性客が吐き気を訴えたため、一旦外に出てもらおうよう促したところ、その男性が怒って防護板を蹴り、これが額に当たり怪我をした旨の届出を受理」と記載されており、事実であると確認できる所である。

イ ところが、請求人は、労働基準監督署（以下「監督署」という。）の平成〇年〇月〇日作成の聴取書においては、「犯人が後部座席でオエオエと吐きそうになったので、あげはるんやったら降りてくださいとお願いした。そうした

ら、犯人は後部座席にのけ反り運転席を足蹴りし、続いてもう一度足蹴りしたとき防護板が曲がって外れ、顔面に激突するほどであった。その後のことは意識がもうろうとなったので、どんな暴行を受けたのか何分くらい経過したのかよくわからないが、意識が戻った時には犯人は逃走していた。」旨申述しており、本件事件時に意識を失ったと主張している。この点、請求人は、犯人とされる者の連れの一人から防護板をつぶしたので弁償すると持ちかけられたが、自ら警察を呼ぶとともに警察に協力して携帯電話を持ったまま仲間の2人を追跡し逮捕に協力したとも述べており、先の報告書等に記載されている事実の経緯を含めて検討すると、意識を失ったとの請求人の主張には疑問を抱かざるを得ない。

ウ さらに、本件事件当日及びその後の様子について、請求人が怯えていた等の会社関係者の申述は皆無であり、また、防犯対策として備えられていた赤色非常灯、ホーン（緊急サイレン）、無線（コールセンター）の緊急連絡等も使用された形跡がないことからみると、少なくとも、本件事件が、生命の危険を感じるがごとき急迫する事態を生じさせるものではなく、また請求人がそのように受け止めていたとは判断できないものである。

エ 請求人の負傷の状態について、請求人が救急搬送されたF病院のM医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「X Pほぼ正常。右前額部に2 cmほどの皮下血腫」と述べており、同病院のN医師は平成〇年〇月〇日付け診断書において、同日に受傷した「頸椎捻挫、右額部打撲挫傷」により、約1週間の加療を要する見込みである旨述べている。

オ 以上のような本件事件の経緯に鑑みると、当審査会としても、請求人が「並外れた脅威や破局的な性質のもので、ほとんどの人にとって広範な苦痛をもたらすと考えられるような恐怖」を体験したとは判断できないものである。

カ したがって、本件事件については、認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験をした」、「(重度の) 病気やケガをした」に当てはめて評価することが相当であり、その業務による心理的負荷の総合評価は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示されているとおり、「弱」程度であって、「強」に至らないものであると判断する。

(4) 次に、請求人らは、本件事件の以前において、請求人が事業場に「配置転換があった」、その異動後に「上司とのトラブルがあった」など複数の出来事があ

った旨主張していることから、これらの出来事が請求人の本件疾病の発病に関与した可能性についても検討したが、いずれも心理的負荷をもたらす業務上の出来事とは認められない。さらに、請求人は、酔った嘔吐客からクリーニング代を徴収したこと、無償乗車券を預かっていたにもかかわらず乗車料金を受け取ったこと、休憩時間の取り方等について注意された旨を主張するが、それらは、いずれも通常のタクシー勤務において付随する出来事であり、また当該事実関係を精査すると、請求人に非がないとは言えず、上司から叱責を受けることもやむを得ないと言えるものであり、精神障害の発病をもたらす業務による出来事として評価すべきものとは認められず、請求人らの主張は認められない。

なお、請求人らは、本件事件後に休業したことにより、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの水揚げノルマを達成できず手取額も減額された旨も主張している。この点について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け申立書において何ら主張しておらず、また会社も同年〇月〇日付け「精神障害による労災請求に係る事業場調査票（回答）」において出来事として記載していない。監督署の同年〇月〇日作成の聴取書においては、本件事件以外に取り立てて思い悩むほどの業務上のトラブルはない旨を申述していることから判断すると、業務による出来事として評価すべきものとは認められず、請求人らの主張は認められない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。